

政治団体について

○ 政治団体の定義

「政治団体」とは、次のいずれかの要件に該当する団体のこと。

①政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

(例：自由民主党、民進党など)

②特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

(例：〇〇後援会など)

※ 以下の団体について、政治団体とみなされています。

ア 政策研究団体

イ 政治資金団体

○ 政治団体の種類

政治団体の種類は以下のとおり

政党	次のいずれかにあてはまる政治団体 ① 所属国会議員が5人以上 ② 前回の衆議院議員総選挙、前回又は前々回の参議院議員通常選挙のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上		
政治資金団体	政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体		
その他の政治団体	政党・政治資金団体以外の政治団体(主義主張団体、推薦団体、後援団体、特定パーティ団体等) <table border="1" data-bbox="683 1055 1198 1211"> <tr> <td>資金管理団体</td> <td>公職の候補者が、そのものが代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの</td> </tr> </table>	資金管理団体	公職の候補者が、そのものが代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの
資金管理団体	公職の候補者が、そのものが代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの		

※資金管理団体には、以下のことが認められています。

①特定寄附(公職の候補者が、候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を当該資金管理団体に取り扱わせるためにする寄附)については、寄附の量的制限(年間1千万円まで)に関する規定の適用がありません。

②公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附(歳費等の自己資金によるもの)については、寄附の量的制限のうち個別制限(同一のものに対して年間150万円まで)に関する規定の適用はないものとされ、個人のする寄附の総枠制限(年間1千万円まで)の範囲内において寄附することができます。

③公職の候補者は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金管理団体に対してする寄附は差し支えありません。

○ その他の観点から見た区分

また、上記とは別に、政治資金の取扱いという観点から、国会議員関係政治団体としての区分も設けられています。国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体でない政治団体よりもさらに収支の透明性を求められることとなります。

具体的には以下のとおり

国会議員関係政治団体	1号団体	国会議員に係る公職の候補者が、代表者である団体 <table border="1" data-bbox="628 1720 1198 1877"> <tr> <td>みなし1号団体</td> <td>政党の支部で、国会議員に係る選挙区又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの</td> </tr> </table>	みなし1号団体	政党の支部で、国会議員に係る選挙区又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの
	みなし1号団体	政党の支部で、国会議員に係る選挙区又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの		
2号団体	租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体(いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体)のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体			

※1号団体及び2号団体の両方に該当することもあります。

○ 課税上の優遇措置とは

「課税上の優遇措置」とは、個人寄附に対する税制上の優遇措置のことです。この優遇措置の適用を受ける団体は、以下のような団体に限られます。

- ①都道府県の長及び議員、政令指定都市の長及び議員の後援会
 - ②衆議院議員、参議院議員の後援会
- ※①、②いずれも現職、候補者、候補者となろうとする者を含む

なお、適用を受けるためには、選挙管理委員会へ届出が必要となります。
様式については、沖縄県選挙管理委員会ホームページ等で御確認ください。